

第5回喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会議事録

1 審議会日時 令和元年6月5日(水)午後7時

2 開催場所 喜多方市役所2階大会議室

3 出席者等

(出席委員) 清野 正哉、穴澤 正彦、石田 大介、佐藤 良平、高畑 美和、長瀬谷百合子
中川 健一、須藤 祐、高橋 友和、石山 啓之、田代 新一 穴澤 仲雄
花見 俊春、入岡 正、今井 輝雄、五十嵐和彦、猪俣 定利、塚原 芳広
齋藤 大亮

(欠席委員) 佐川 正人、齋藤 義人、江川 正則、安田 茂、木須 行孝、長谷川 登

(出席職員等)

教育長	大場 健哉	教育部長	江花 一治
教育部参事	佐藤 健志		

(事務局学校教育課職員)

課長	五十嵐博也	主幹兼管理主事	武藤 幸意
課長補佐・指導主事	佐藤 毅	補佐・指導主事	齋藤 勝芳
課長補佐・指導主事	笹川 光威	課長補佐	佐藤 茂雄
主査	小荒井和枝		

4 次第

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針(修正案)について
基本方針(修正案)

今後の予定

(2) パブリック・コメント実施について

(3) 学校視察について

4 その他

次回の審議会の開催について

5 閉 会

○事務局 皆様、こんばんは。本日は、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。
います。

開会に先立ちまして、ご報告を申し上げます。喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会条例第5条第3項の規定によりまして、審議会の開催は、委員の過半数の出席が必要とされております。ただいま19名のご出席となっておりますので、出席が過半数を超えておりますことをご報告申し上げます。

それでは、ただいまから第5回喜多方市立小中学校適正規模適正配置審議会を始めさせていただきます。まず初めに、会長 ご挨拶をお願いいたします。

○会長 本日もどうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局 それでは会議に入ります前に資料の確認をさせていただきます。1枚目は本会議の次第です。次に、「資料1 喜多方市小中学校適正規模適正配置基本方針(案)」、資料2「今後の予定」、資料3「パブリック・コメントの実施(案)」、資料4「学校視察(案)」です。それではここから審議会条例第5条第2項の規定によりまして会長に議長をお願いしたいと思います。会長よろしく申し上げます。

○会長 では、議事に入りたいと思います。(1)喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針(案)についてです。前回の審議会では、皆様の方からさまざまなご意見をちょうだいしました。前回は、結論ということではなくて、本日に継続するという形で終わりましたので、それを踏まえまして、前回お示ししました基本方針案について事務局から修正案がでておりますので、事務局から説明を求めたいと思います。なお、本日は傍聴の方がおられますのでご了承ください。

○事務局 資料1をご覧ください。前回の審議会では皆様からご意見をいただきまして、部内で検討し、訂正した部分について、ご説明申し上げます。まず1ページ目、1の(1)基本方針策定の趣旨のところ、追加部分を赤い文字にしてあります。読み上げますと、「この基本方針で示す基本的な考え方をもとに今後具体的な学校規模と配置の計画の実施計画(案)を作成して市民の皆様にお示しするとともに、地域ごとに意見を伺いながら内容をさらに検討し、取り組みを進めてまいります。」といたしました。これまで、この部分は項目6に記載しておりましたが、本文の最初に基本方針策定後の進め方を記載することとしたため、赤い文字の部分が追加となったところです。なお、(2)の前に部分にも同様の内容を記載しております。

次に、14ページをお開きください。ここは見え消しにして、前回の記述と今回の記述の違いがわかるようにしております。「人間関係が固定化されないような環境をつくるために」という表現は、誤解を招くというご意見をいただきましたので、「豊かな人間環境を育むことができるような環境をつくるために」という表現に改めたものです。

同じページの5行目「しかしながら～」の2行は削除いたしました。それからその下の段になりますが、「クラス替えにより」のところを、「クラス替えやその他の方法により」と修正し、文末は、「整えていく必要があります」という表現に

いたしました。その次の二行も削除いたしました。

15 ページになりますが、囲みの部分が1 番に強調したい部分であることから、「子どもたちにとって望ましい学習環境を整えていくため、学級や学年に相応の児童生徒数が確保され、きめ細かな指導や対応が日々展開できる教職員体制となるような学校規模を理想としつつ、児童生徒の生活や地域との関わり、学校と地域との連携等に配慮し、具体的な学校規模と配置に関する「実施計画」を検討します」の部分を四角の囲みで表現することとしました。前回、囲みで表現していた下の部分の囲みを外し、「各学年ともクラス替えができるような学校規模がより望ましいと考えますが、極力複式学級の発生を防ぐことができ、効果的な学習形態であるグループ学習等を取り入れることができる学校規模を理想としつつ、次の事項に配慮しながら具体的な学校規模と配置に関する「実施計画」の検討を進めます。」という表現に一部修正いたしました。

次に、配慮点ですが、こちらは、柱を2 つにいたしました。1 つ目の柱は、「子どもたちの学校生活や地域との関わりなどに関する配慮点」とし、2 つ目の柱は、「その他望ましい教育環境を整えるための配慮点」としました。1 つ目では、項目を「児童生徒の日々の生活（登校～授業～部活等の活動～下校）への配慮」、「児童生徒の地域との関わりや学校教育・学校運営に関する地域との連携」の2 つにしてあります。2 つ目の項目は、前回でもお示した「学習効果を高める仕組みづくり」としております。変更したところは以上になります。

○会長

本日皆様のお手元にあります基本方針（案）は、このような形で了承いただければ、今後の流れはパブリック・コメントに出すということです。修正点を含めて、ご指摘ご意見をいただきたいと思います。何かございませんでしょうか。パブリック・コメントとして市民または資格要件を満たした方からのご意見等を踏まえ、さらに、それを修正するということになれば、基本方針案の最終版を作成するということになります。本日は基本方針案をパブリック・コメントに出してよいかどうかご判断いただきたいと思います。では、私の方から質問いたします。基本方針案の1 4 ページに、「一方で、前項4 に記載したもう一つの学校に求められる役割や機能～」という表現がありますが、一方でという表現は、前の内容とは違う視点からの指摘なのか、それとも前の項目と並列的な形なのか、趣旨を教えていただければと思います。

○事務局

1 2 ページの「4 意見交換会等からの意見・要望等で考慮すべき事項」で（1）保護者や地域住民から求められている役割や機能と（2）意見・要望から考慮すべき事項を記載しておりますが、このことだけではなく、考慮していくべきことがあるという意味で、矛盾するところもあるかもしれませんがア、イにも配慮していくということで「一方で」という言葉を用いております。

○会長

はい、わかりました。前から述べていく項目と分類していくという違う視点からという意味で使ったということですね。わかりました。

○委員

1 4 ページの「人間関係が固定化されないような環境をつくるために」というところが削除されたということですが、関連しまして1 3 ページの下、1 3 行目

の「子どもたちの人間関係が固定化されないような環境の構築と同様の方向性」という部分が残っているんですが、こちらはどうするんでしょうか。子どもたちにとって、安定した継続的な、人間関係は子どもの成長にとって必要なんです。さらに、学校や家庭地域社会で安定した異年齢の人間関係が大切であります。こうした固定した人間関係の中でこそ、子どもたちは安心して生活していけると思っています。

○会長

表現を合わせるべきだというご指摘ですがいかがでしょうか。

○事務局

人間関係が固定化されないという表現ですが、これは12ページ「4 意見交換会等からの意見要望等で考慮すべき事項」における(1)保護者や地域住民から学校に求められている役割や機能の3つめに「人間関係が固定化されないような環境」とあります。これは、意見交換会等から出てきたご意見ということであげたものです。実際にそのようなご意見があったということで、我々の考えてるところと同じ方向性ということもありまして、このような表現で13ページは書いたものです。前回までもその環境を作るためにということで、人間関係を固定化しないという表現をしたわけですが、今回、その部分は訂正したところではありませんけれども、この部分は、地域住民から出てきた表現ということで残した次第です。

○委員

固定化の中身が理解できないですけど、固定化という表現ですね。人間関係が固定化されない環境とはどういうものなのでしょう。

○事務局

繰り返しになるかもしれませんが、保護者、地域住民の方々から出てきた意見がありましたので、それを尊重して記載しているところです。人間関係が固定化されないということにつきましては、どうしても少ない人数だとそのような傾向が見られるということです。例えば、クラス替えなどが行われることによって、この子にはこういうよさがある、また、自分もほかの子どもからよさがあると認められている環境ができやすいと思います。しかし、それがずっと同じメンバーでいきますと 幼少時から中学校まで、勉強については誰々だとか、運動については誰々とか、あの子は優れているとかそういう見方になりやすいという恐れや懸念があるだろうというのは、保護者の方から意見が出ておりますし、我々も感じていたところです。

○委員

わかりました。

○会長

今のご質問に関しては、前項4及び3の項目という表現についてですが、作られた方はよくわかりだと思いますが、一般の方が見ると、13ページの1番上の「適正規模、適正配置の基本的な考え方」のすぐ下に記載されている「3の項目では～」の部分はどこを指すのかということが把握しにくいのかと思います。わかりやすい表記をしたほうが、よろしいのかなという感じがいたしました。また、13ページの「3の項目」、同じページの真ん中ぐらいに「前項4」の部分ですが、表現方法が違います。もう少し具体的な記載をされた方が市民の皆様はわかりやすいのではないかと思います。また、さきほど「同様の方向性」というお話をなさいましたが、主体は誰なのかと申しますと、市が主体となっていると思

いますが、表現を見ていると、非常に強い方向性を導いている感じがいたします。今のは、感想ですけども、いずれにしましても表現の仕方が、適切な形で、ページなどをわかりやすくすることが必要だと感じております。

他の皆様はどうでしょうか。本日の流れとしては、事前に資料をご覧になられていると思いますが、ご意見を出していただいて、今後のパブリック・コメントとして提示していくという流れになります。何かご意見があれば、どうでしょうか。

○委員

15ページの「適正規模適正配置の基本的な考え方」の配慮点の中に、「子どもたちの学校生活や地域との関わりなどに関する配慮点」という部分がありますが、その中にある「障がいをもつ児童生徒への配慮」という項目がすごく浮いていると感じるんです。12ページの「意見交換会等からの意見・要望等で考慮すべき事項」というところに「障がいを持つ児童生徒に配慮した学校環境」とあったことからだと思うんですが、適正規模適正配置としては、浮いてると感じました。

○会長

例えば表現の仕方を変えるとか、ご意見がありますか。

○委員

適切な言葉がないから、こういう言葉になっているのかなと思うんですけど、今は、書かなくても普通に配慮しているのかなと思うんです。

○事務局

障がいを持つ児童生徒への配慮についてですが、新規に特別支援学級の設置をする場合、ある程度の人数がないとなかなか設置できない状況でありまして、入りたくても入れないというのも事実です。そういうところも配慮して、ある程度の規模になると作りやすいというようなところも踏まえて、書いた次第ではあります。もちろん、特別支援を要する子への配慮については言うまでもなく、支援学級設置等について、適正規模適正配置の中で考えていかなければならないということでもあります。

○委員

15ページの配慮点についてですが、先ほどアイウが黒ポチになったということでしたが、書かれる順序が重要だと思うのですが、先ほど他の委員から「障がいを持つ児童生徒への配慮」についての質問がありましたが、重要度が上なものがやっぱり先にくるべきと感じますが、喜多方市としては、「障がいを持つ児童生徒への配慮」は3番目の順位だということでしょうか。

○事務局

先ほどの私の説明が不十分だったと思いますが、黒ポチではなくて白丸に訂正をお願いしたいと思います。ア、イ、ウではない理由としましては、特にこれは順序性を持つっていう意味ではありません。2つの柱にしたと申し上げましたが、「子どもたちの学校生活や地域との関わりなどに関する配慮点」、「その他望ましい教育環境を整えるための配慮点」の2つの柱があって、白丸については、特に順序性を持つものではないものとして整理し修正したものであります。

○委員

重要度はないと事務局からありましたけど、2番目に障がいを持つ児童生徒への配慮、3番目に、中学校の部活動について書かれています。3番目に書いてあるより2番目の方が重要じゃないでしょうか。私だけなのかもしれませんが、市民に出す場合に、こっちのほうが重要と思うのではないのでしょうか。

- 事務局 そういう順序性の意図はなかったのですが、そういうふうに思われるということであれば、これは考えないといけないと思います。
- 委員 今の重要度の件ですが、うちの子どもは障がい者なんです、1番下のところとか1番目とか、そういうことを気にする必要はないんじゃないかなと思います。
- 会長 一般的には、黒ポチをつけるっていうのは、いわゆる優先順位ではなくて、項目としてあげている場合です。事務局サイドでは、なるべく同じような言葉を集めるということで、順番という意味はないということでしたのではないかと思います。また、こういうことをするときには優先順位ということではない趣旨ではないかなと思います。しかしながら、どうでしょうか。
- 委員 他の委員さんが大丈夫なら、私も大丈夫です。
- 会長 他の委員さんはどうでしょうか。
(他の委員から異論なし)
- 委員 15ページの適正規模適正配置の進め方について、四角の枠の中に記載されていますが、大規模校になることが適正規模、適正である基本的な考え方というふうに取り取れてしかたがないんです。この内容に基づいて実施計画を策定すると、現在の過小規模、小規模の学校は、みな統廃合になってしまいます。学校の適正規模は、地域の実情によって異なりますので、一律に決めるものではなく、教育条件の改善の観点を中心に見据えることがもちろんですが、地域とともにある学校づくりの視点をふまえて、地域コミュニティの活性化について議論すべきと考えます。
- なぜ、そう申しあげたかと言いますと、全国的に、小学校の統廃合によって町とのつながりがなくなり、自治体と関係が随分薄くなって、地域は元気がなくなったという現状があります。統廃合するにあたっては、機械的に行うのではなく、地域を活性化させる取り組みを進め、この「基本的な考え方」の中で、もう少し詳しく協議したらいいんじゃないかと思います。児童生徒の地域との関わりや学校教育に関する地域との連携について、もう少し表現を変えてほしいと思います。表現は柔らかいですが、非常に厳しい表現ですので、この基本方針に準ずると全てをもう統廃合することになってしまう内容ですので、やわらかな表現にしてほしいと思います。特に、「各学年ともクラス替えができる～」という部分は、非常にやわらかい表現ですけども、まさに、大規模校にすると読めるので、お考えをお聞きしたいと思います。
- 事務局 大規模校になるのではないかとこの心配ということですが、再三申し上げているとおり、あくまでもここで記載した内容は、理想であり、このとおりに統廃合を進めていくということではありません。最大限配慮していくということをご自分で書いておられますが、何がなんでも統廃合する、大規模化を進めるということでは決してありません。今後、実施計画の案を作成後、地域との話し合いの中でよりよい方向を探って参る考えです。それは、全て統廃合に押し切っていくというわけではありませんのでここで申し上げておきたいと思っております。

○会長 例えばもう少し視点を変えて、数とか規模ではなくて子どもたちの教育をこれからどうしていくのか、学習環境の子どもたちの視点からというご意見をどうでしょうか。

○委員 私も何回か、先ほど委員が質問したことで、お伺いしています。「各学年ともクラス替えができるような学校規模が望ましい。複式学級の発生を防ぐこと。部活動の選択肢が広がるが理想だというんだけれども、そして、次の事項に配慮しながら学校規模と配置に関する実施計画を進めます」って言うんですが、この下にも、「中学校では多くの選択肢から部活動が選べるように充実した学校生活を配慮します」となっていますが、上と同じことなんですね。要するに一学級ではだめだよ。さらには中学校の部活動の検討となっています。したがって次の事項に記載されていることのうち、どういう理由があれば、統廃合しなくていいか、地域の特殊事情だとか地域の事情とは何なのかというようなことが、よくわからないんですが、その辺を教えてください。

○事務局 これも前回まで申し上げていることの繰り返しになるかもしれませんが、15ページの配慮点「子どもたちの学校生活との関わりなどに関する配慮点」について、どういうことだったら統廃合にならなくて済むのかというご質問でしたけれども、先ほど申し上げているとおり、なんでもかんでもということではありません。ここで記載している児童生徒の日々の生活について「配慮すること」としております。例えば、統廃合して学校に通うために、1時間もバスにゆられるとか、帰ったらもう8時になってしまって、夕飯も1人で食べ、家庭での勉強時間もとれない、睡眠時間も短くなってしまふ、そういうことになってはならないと思いますので、そういうことはないように配慮していくということです。そういうことに目をつぶっても、何が何でも統廃合、大規模を目指すということではないということであります。

○委員 まず、1番最初の1ページの頭に「これは統廃合を前提としたものではないですよ」と記載してはどうかと思います。もう一つは、15ページのところで「6（1）実施計画（案）の作成」として、計画の作成について書かれていますが、あらためてここでもう一度、1ページの記載内容を強調して、再度記載してはどうかと思います。我々は何度もこの資料で検討しているので、大体は事務局の考えを把握しているところですが、初めてこの資料を読む方にとっては、いろいろな資料がありますので、1ページの記載内容が頭の隅に追いやられがちなのではないかと感じます。強調することによって、誤解を防げる部分もあるのかなって感じがしました。

最後に、私の気持ちなんですけど、何かこう議論が前に進んでいる感じがしないんです。第1回からずっと同じような、続けば続けだけ、それぞれ皆さんも、私もそうですけど、いろんな思いがありますので、自由に意見を求めると、やっぱりいろんな話が出てしまうと思います。今日の集まりである程度OKを出さなければいけないんですよ。

○会長 そういう流れであればです。

- 委員 あと今日どういうふうに進んでいくのか。と不安に感じたこともありますので、そういったところ、会長にお聞きしたいと思います。
- 会長 冒頭に申しましたように、基本的な考え方について、我々だけじゃなくて、市民の皆様にも提示して、市民の皆様からパブリック・コメントという形で、意見をいただき、また改めて最終的な基本方針案を検討していくこととなっています。そういうこととなりますと、審議会の場でこの基本方針案をパブリック・コメントとして提示することに対して、皆様の同意をとりたいという手続きの流れは踏んでいきたいと考えています。ですから、若干オーバーラップしながら、同じ議論をされているととらえられたかもしれませんが、1回目、2回目よりはだんだん議論を重ねてきますと、委員の皆様もいろんな意見が言える環境になっていますので、そうした点を踏まえて、まずはいろんな意見を出していただき、ある程度まとめるような形にしていかなければ、いつまでたっても次のステージに進んでいくことができません。しかもこれで終わりではなくて、パブリック・コメントを踏まえ、また改めて我々の中で議論して、そして最終的な基本方針案を確定していくという作業がございます。そういう手続の流れの中で、まずはこの一つの手続きを踏んでいければと思っております。事務局から何かありますでしょうか。
- 事務局 ご提案をありがとうございます。前回ご意見をいただきましたことを受けて、我々としても、再度検討いたしまして、誤解のないようにと整理して、追記した部分を赤い文字で示したところです。一般の方にも誤解のないようにということでも最大限配慮したつもりでありますので、ご理解いただければと思います。
- 委員 まとめ方としては、こういう方向でまとめていくしかないのかなとは思っています。ただ、どうとでもとれる言い方が気になっています。基本的な考え方を取りあえず決めました。ただし配慮点があります。そしてこの後、実行計画が示されて、例えば、AとBが統合します。CとDが統合します。これは基本的な考え方の中のこの部分にあてはまるので、こういう計画を立てました。しかし、AとBは反対しました。CとDも反対したかったけどAとBは、反対で了解をもらったんですけど、CとDは了解がもらえませんでした。そんな時に、AとBの統廃合では、配慮点のここにあてはまるのでこうなりました。CとDはどこにもあてはからなかったのが統廃合の流れで進みます。というようなどうとでもとれちゃう説明が弱いのかなという気がします。ただ、まとめ方としてはこうなるしかないのかなあとも思っています。その辺に懸念があります。
- 委員 今回の基本方針案の修正案は、皆さんの意見が随分反映されたなあという印象です。これをパブリック・コメントとしてペーパーで示すときに、事務局のほうからもありましたが、100%誤解が生まれると思います。要は解釈の違いで、どうにでもとられちゃうという意見は必ず出るもんだと思うんです。このパブリック・コメントの募集の仕方も全て書面なので、誤解されるのは前提だと思います。市民からの質問などに対して回答する方がみんなばらばらにならないようにだけしていただきたいなと思います。こんな小さな町なんで、こっちではこう言っ

てたよ、別な人はこんなことを言ってたよってなっちゃうと、まとまる話もまとまらなくなっちゃうんで、そこだけ統一していただければ、今の事務局の説明は、もちろん納得されない方もいるだろうという前提ですけど、みんな同じ回答になるよう注意していただきたいなという意見です。

○会長

次のテーマになりますけれども、パブリック・コメントの実施計画案では、募集した意見の取り扱いについては、個別回答はしないということになっています。政府もそうですし、自治体のパブリック・コメントでもそうですが、意見に対して個別に回答する場合と、あくまで意見は意見としてすべて集約するという形でというやり方が二つあります。今回は、個別対応ということになりますと、対応の仕方を間違えてしまうと大きな問題になってしまうということで、まずはパブリック・コメントについては「意見を求めていきましょう」という形です。それを踏まえた中で当審議会の中で、その意見を前提に、最終答申案を決めていくという流れになると思います。恐らく、個別意見に個別対応というものは事務局側の対応としても物理的にやっぱり難しいと思いますし、または、当審議会の方から問題もでてくることも考えられます。その部分はですね、まずは意見を集約する、意見を集めるという形でのパブリック・コメントになっていくものだと思います。それと、先ほど委員の意見にもありましたとおり、この基本方針を見た市民の皆様が、まずどういう反応を示されるかといったことも踏まえて、我々は、今後、そういう意見もどのような形で当審議会の中で、具体化していくのか具体化していかないのかという方向性をとっていけばよいのではないかと考えます。なかなか文書にするというのは難しく、見方によっては人それぞれの考えに基づいて、その言葉に対していろんな思いを持つ場合もございます。

実は、事務局で作られている案は、喜多方市の考え方なんです。市民の皆様とか委員に対して非常に考えた書き方をしているわけですね。文科省も含めて今、教育のあり方など、いろいろ大きく変わろうとしています。例えばディベートであったり、さまざまな意見の中で、自分がどうやって意見を出していくか、特にこれからグローバル社会の中では、やはり一地域だけでの考えだけでなく、さまざまな人の考えに触れていく、そこで自分の考えをどう組み立てていくか、どう主張していくかということが流れになっているんですね。

また、皆さんもご存知のように、AIのような新しい技術というものに対してどうかかわっていくのかということになると、やはり小さいエリアだけの問題ではなく、幅広い視点からも、これからますます必要になってくると思います。実はこれは何も私が会津大学の教員をしているからでなく、今、政府の流れ、教育の流れがそういう方向になっています。やはり子どもたちにとってどういうことがベストというかベターなのかという視点で、学習環境や教育のプログラムを考えていくとなると、ある程度、子どもたちの視点ということも重視しなければならないという感じもするわけです。

先ほどから地域との関係が何回か指摘されています。重要なことだと思います。だからこそ今回のパブリック・コメントの中に地域の関わりということで、いろ

いろと項目、配慮点としてでてくるわけですし、逆にこれに対してパブリック・コメントの中で、「やはりこれはもっと重要視しろ」というような意見があればそれはそれとして我々は受けとめていかなければなりません。

こういう動きがあるということは、市民の皆様も承知しているかと思います。そういうことであれば、なるべく早くパブリック・コメントの公表資料として、基本方針、基本的な考え方、これからの進め方を早くお示しして市民の皆さんの意見を受けるといことも、一方では重要なことではないかと考えます。

ですから、あまりこれを長々とやっても、市民の皆様がいつまでたってもどんなことが議論されているのかわからないということになりかねません。ですから、ある程度耐えうるものであれば、早めに出して、早く市民の皆様からご意見が聞ける機会を設定し、なるべく早く提示していただくほうがよろしいかと思うんです。ですが、この場で決めた、もうこれが最終的で、これで変わらないということでありませぬので、そうしたことを踏まえた形で、まずは市民の皆さんに提示する流れでいく必要があるのではないかと考えます。先ほどから、ご指摘あるようなところも含めて、基本的なことも含めて、改めてほしいという表記がありましたらご意見どうでしょうか。

○委員

大まかにいうと、基本的な考え方で進め、配慮しながら検討を進めますということだと思ふんです。その中の「配慮する」というのは、当事者の子どもたちに気を遣う、心配りをするということですよ。そうすると、通学に時間がかかるならば、この学校はそのままおきましょう。あとは地域の活動もこの学校がなくなってしまうと、できないならば残しましょう。人材が地域の中にたくさんいれば、先生は少ないけれど、高齢者とか地域の方にやってもらえば、この学校を何とかできそう。小学校中学校ばらばらだけ人数が少ないけど、小学校1年から9年まで入れた一貫性にすれば、小さい学校も運営できる。だから残した方がいいという配慮はわかります。

しかし、中学校で部活動の選べるような充実した学校を考えると、統合し、大きくするという事ではないんですか。あと先ほどありましたが、障がいを持つ子どもたちへの配慮も、二小は特別支援学級の子どもたちも多いので、支援学級が二つあって、先生も、何人もいらっしゃるんですけど、多くの人数の学級がいいのか、先生がいないからくっつけて多くして、先生がいるところに支援の学級を作った方がいいのか、中学校の部活のところと障がいを持つ生徒への配慮は、その子どもたちに対して気を配るのではなくて、学校を大規模にしたほうがいいよというふうにとられないでしょうか。

○事務局

まず部活動につきましては、大きくするという選択しかないということではありません。それも一つの方法であると思ふます。あとは小さくても、例えば部活動の場合は、現実には、その部活動を専門にやってきた先生の指導はなかなか受けられないというところもあります。それを、地域の方々の人材活用で部活動の充実も考えていきたいということでもあります。

それから、障がいを持つ児童生徒についてということですが、学校規模を大き

くすることだけなのかというご指摘ですが、特別支援学級を希望しながらも、1人しかいない場合、特別支援学級が新設されないということが現状としてあります。それを踏まえると、3人、4人となると、その新設が容易になるということもありますので、その点も配慮ということで考えていかなきゃいけないのかなと思っております。先ほどの繰り返しになりますが、一人一人への配慮というのは、これはもちろんのことです。

○委員

部活動は、高校において、教員ではなくてコーチが来てくれるということが行われていることはわかります。しかし、多くの選択肢からの部活動が選べるような、というのはどうなのでしょう。

また、障がいを持つ子が1人では新設されないの、保護者が希望しているけどこの学校では支援の学級は作れないが、3・4人いればできる。イコール児童数が多いほうがいいんじゃないですか、と私は思ったんですが。

○事務局

大きくすることで、それが容易になるということは方法としてありますが、必ずしもそれを目指すということでは決してなく、なにがなんでもそれをやるということではないということは、先ほどから申し上げているところであります。今後、実施計画において、よい方法を検討していきたいと考えております。

○委員

イメージなんですが、原則がまずあって、配慮は、例外的なものとして位置づけていて、諸条件があるが、市としては、しっかり考えています。ということで下に書いてあるのかなと捉えているんですが、そうではないんですか。

○事務局

すみません。もう1度よろしいでしょうか。

○委員

15ページの四角で囲んであるところに、理想が書かれているんですが、次の事項に配慮しながら…となっているので、学校が、赤字の下に書いてあることに係るようなので、この学校はこのまま残す形にしますなど、配慮とはそういうことではないんですか。原則があって例外があるということが、配慮なのではないのかと思います。

○事務局

原則という言葉はちょっとどうかと思うのですが、あくまでそれは理想であります。理想は理想なんですが、こういう配慮はしていかなければならないということが、下に書いたことになります。ここにありますのは保護者や地域からの意見を踏まえた上での配慮ということになります。保護者や地域等からの要望というのが12ページで先ほど話しましたが、そういうのも踏まえた上での配慮ということで、理想はあるけれど、こういうことは配慮をしていきますという意味になります。

○参事

私からお答えさせていただきますが、今ほど課長から説明がありましたとおり、赤字の部分で、このほうがより良い環境になるのではないかと、まず示す必要が必ずあるということで、これまでも示させていただいてご意見をいただき、このような形にしたものであります。

その下の配慮点は、例外的にこういう場合もあるということではなくて、例えばの話ですが、通学の距離、あるいは時間の中でどうしてもこれは子どもに対する負担が大きいといったことが判断されれば、統廃合なしでそのままの存続とい

うのはありうる話であります。ただ、配慮する度合はどのような基準になるかという事は、かなりここは難しくなろうかと思いますが、その部分も何とかクリアしながら実施計画の方に反映をしていきたいと思っています。

実施計画を実際に作る中では、こことここはこういった形で、またはこういった形のものとして新たに作りたいというパターンも出てくるでしょうし、中には距離的なことへの配慮、時間的なことへの配慮から、ここはそのままの規模で残さざるを得ないなどといった選択肢が当然出てきます。そうなった場合には、規模は小さいけれどもよい環境をつくるために、どのような手当てをするのかというの、実施計画の中に当然入れていく必要があるだろうと考えてございます。先ほどありましたように、どうにでもなるというように見えるかもしれませんが、逆にそうでなかったらこれはガチガチの方針というよりは実施計画になってしまいますので、このような方針の中身にさせていただいたということでありまして、四角の中のくくりはそういう意味合いでございます。

○会長

こういう形で書いていただいたほうが、幅広くとらえることが可能になりますので、個別具体的に書き出してしまうと、それから外れているものは、もう何もしなくてもいいのかということにもなりかねないので、こういう捉え方は射程距離というか対象とするものが広くとらえているので、子どもたちにとってもあるいは先ほどの地域の問題も含めても、こういう書き方があることによって、あらゆることをこれから検討していくことにもなります。非常にメリットのある書き方だと思います。それと、配慮という言葉は非常に慮(おもんばか)って配るということですから、単なる検討するだけじゃなくて、そうとう踏み込んだ言葉というふうに思われます。

ですから、先ほどの障がいを持つ児童生徒の配慮ということも、こういう子どもたちを守っていくし、普通の子どもの同じようにいろんな形で教育環境も整えていくということ、この中からいろんな形で汲みとっていくことが可能だと思います。ですから、言葉としてはあったほうが、この言葉を、これまでの様々な意見を踏まえた形で使うと、非常に対象が広がっていきます。ですから、今後の実施計画の中に具体的な中身をこれから検討していけばいいということになります。逆になれば、検討できなくなってしまう。法律も同じなんです、これがあるからこそ非常に有効なんだと思います。あと、アイデアでしかありませんが、「中学校では多くの選択肢から部活動が選べるような充実した学校生活への配慮」何も学校を大きくするだけではなくて、子どもたちが大会に出る時を考えると、いろんな学校とチームを組んだりとか、あるいは自分の学校にはない部活が、他の学校にいった一緒にやっていくことが可能だとか、現実に高校野球では、浜通りの高校生たちが統合した形で試合に出ていましたね。

ですから、そういった意味ではいろんな考え方を周りから出してやっていけばいい。こういう言葉があることによって、我々がいろいろ考えて、あるいは市民の皆さまにもいろいろとアイデアを頂戴していくということにもなるので、便利な言葉と考えるとマイナスな面ではないと思います。

前から言いますように、喜多方市さん独自の教育プログラムを作ればいいんです。こういうところで。他の学校、他の地域にはないこの機会をとらえて、そういうプログラムを作る大きなチャンスではないかと思うんです。

それと、学校に通えない、1時間も2時間もかかる。これはへたすると、法律問題としては、子どもたちの学習権侵害にもなりかねないテーマでもありますから、恐らくそんな憲法違反ではありませんけど、法律問題に踏み込むようなテーマになりかねないので、そこまではできないということで、先ほど事務局のほうから、通学に時間がかかって学習ができないという環境になるようなことは避けたいという話は理解できるものであります。

ついでに話しますと、この基本方針案の6に適正規模適正配置の進め方とありますが、私は前に事務局に指摘をしたんですね。これはやりすぎじゃないかと。いろいろと情報を開示することによって、市民の皆さま、委員の皆さまによっても、いろんな検討対象を事前に提示しているんだということで説明があつて、私も納得した次第なんです。普通ですと、基本的な考え方を示して、その後どうするのかというのはその次またということになるわけですが、そうするともっと時間がかかってしまうし、私たち自身が次のステージがみえない中で議論していくというのは非常に判断が狭められてしまう。ですからそういった点でみると、事務局のは先のことを考えていろいろ情報開示して作られているんだなと感じます。喜多方市の皆さまにいろいろと配慮した考えがあつての基本方針案の案をたたき台にした作りをされているなと感じました。

今、基本方針案の内容をどうするのか議論するわけですが、ちょっと関連するので、パブリック・コメントの実施についても事前にご説明いただきたいと思います。

○事務局

それでは資料3をご覧ください。パブリック・コメントの実施計画案でございます。目的は、基本方針案を公表し、市民等から意見を募集するということになります。公表の方法につきましては、3通りです。喜多方市のホームページ掲載、学校教育課及び各総合支所住民課で閲覧、各公民館、各小中学校及び私立を含むこども園等への配布となります。

公表資料はこの基本方針案となります。応募資格は本市のパブリック・コメント制度の規定のとおりとなります。提出方法としては4つ考えております。一つは持参。学校教育課または総合支所の住民課に持ってきていただく。それから郵送、学校教育課宛てになります。FAX、同じく学校教育課宛て。電子メール、ホームページ専用メールフォームによる学校教育課宛てということになります。周知の方法としましては、まずは市のホームページです。これまでも審議会の経過、資料等も含めてアップしており、広く市民の皆さまに知っていただくようにしております。さらに、教育ポータルサイト、市の広報等で、広く市民の皆さまに周知していきたいと考えております。募集した意見の取り扱いにつきましては、このご意見を最終案作成に当たっての検討資料としていきたいと考えております。

- 会長 何か、このパブリック・コメントについてのご質問があれば。どうでしょうか。では、私のほうから、当審議会のメンバーはこのパブリック・コメントにコメントを出すことは可能なんでしょうか。応募資格の要項をみると可能な感じがするんですけど。
- 事務局 はい。可能でございます。
- 会長 あと関連ですけれども、応募資格の5番「当事案に利害関係を有する個人及びその他の団体」ですが、例えば、東京のNPOの教育団体が、やはり意見を言ったりということもこれに含まれるんでしょうか。この利害関係を有するとは、どういう形でとらえているのか。ちょっと解釈が難しいなと思ったりしたのですが。この利害関係を有する個人なんていうと、どうなんでしょう。もしあれでしたら、次回でも良いですが。
- 事務局 こちらで具体例として整理させていただきたいと思いますので、時間いただければと思います。
- 委員 公表の方法の3番「公民館・各小中学校に配布」というところは、各学校に1部ですか、それとも個人に配布になりますか。
- 事務局 学校に、1部ということはないと思いますが、何部か用意したいと思います。そこで見ていただければと思います。全員に配布というのは難しいと思います。
- 委員 必要事項はどういった項目なのでしょう。6番の1です。
- 会長 雛型か何かを用意することですね。
- 事務局 そのようにいたします。
- 会長 議事の進め方からするとイレギュラーな形で、(1)の基本方針案の修正案のこととあわせて、(2)のパブリック・コメントについて取り上げさせていただきました。基本方針案、パブリック・コメントについて何かご意見がありますでしょうか。
- 事務局 様式を用意すればよかったんですが、すみませんでした。資料がありますので、必要事項について申し上げます。必ずしもこの様式でなくてもいいということで、任意でもいいんですけども、様式の中身を申しますと、お名前、または団体名、ふりがなでもお願いします。年齢と性別、ご住所、電話番号、区分としまして喜多方市にお住まいがある方、喜多方市内に事務所・事業所がある法人団体とか、喜多方市内の学校や会社に通学・通勤されている方、この事案に利害関係を有する方、この区分に丸をつけてください。その下に、ご意見ご提案等記入欄というのがあります。この中で必ず記入していただきたいのは、お名前または団体名、住所、電話番号、この3つになります。区分等、あるいは年齢・性別等は必ずしもというわけはありません。このような内容になります。
- 委員 1点だけお願いします。周知方法についてですが、PTA関係は学校から一斉メールというのが届きます。それは学校単位で管理されていると思うのですが、私も地区の役員で広報を配ったりするのですが、見る方は見るけど、見ない方はほとんど見ないです。毎月1回、広報を差し込むんですけど、たまる一方で全然見ていない家もあります。できれば、学校で一斉メールをやっているところは、送

ってもらえれば保護者の目には留まるので、もし可能であればお願いしたいと思います。一斉メールをやってない学校はまた考えなくてははいけないですが、多分今はどこの学校でもやっていると思うので、保護者への周知の手段として入れてほしいです。

○会長

それでは、パブリック・コメントの中身はだいたい概要だけつかんでいただければと思います。また、中身のほうにもどって参りたいと思います。

何回も言いますように、これをもって確定するということではございません。また、パブリック・コメントで示されるであろう市民の皆さまのご意見も当審議会の場で、改めて最終方針案という形で議論を進めていくようになると思います。

特に、この基本方針案をパブリック・コメントに出すことについて、ご意見があればどうでしょうか。パブリック・コメントに出してもよろしいということであれば、これをもって基本方針の確定するということではございませんが、パブリック・コメントに出す基本方針の案ということでもよろしいでしょうか。承認するということにご異議ございませんか。

○委員

はい。異議無し。

○会長

ありがとうございます。それでは、まずは先ほどの字句の修正その他またあればですね、あらためて、事務局のほうにお願いしたいと思います。まずはこういう基本的な形で基本的な方向性として示されて、喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針案をパブリック・コメントとして出していきますが、ちょっと細かいところですが、本文では「適正規模・適正配置」と中点が入っておりますので、いろいろ含めて字句の修正をお願いします。

それでは、本日の議事(1)でございますが、喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針案修正案、これについてパブリック・コメントを実施することに、審議会としては承認するということになりました。

それでは続きまして、議事の(2)パブリック・コメントの実施ということになります。先ほど事務局のほうから説明をいただきました。まとめて、また改めて委員の皆様ほうから何かご質問等があればご発言いただきたいと思います。

細かい話ですが、これをダウンロードするときは、PDFファイルにして、出せるようにするということですね。

○事務局

そうです。

○会長

あと事務局におかれましては、市民の皆様方が基本方針案をしっかりと見ていただくようご準備いただきたいと思います。

○委員

事務局としてはパブリック・コメントの実施期間について考えはありますか。

○事務局

今後の予定につきましては、本日、基本方針案について承認いただけましたので、これをパブリック・コメント実施に向けて進めていきたいと思っております。この基本方針案は、この後、市議会への説明を経まして、パブリック・コメントは30日間という決まりがありますので、30日間実施してまいります。

その内容につきましては、先ほど資料3で説明したとおりとなります。その後、

パブリック・コメントでの意見への対応について、またこの審議会においてご審議、ご意見等いただいて、基本方針案について答申をいただく流れになります。

○会長

委員の皆さんには、おおよそいつごろからパブリック・コメントが開始されるので、地域の皆さんに公表された基本方針案を見ていただくようにとお願いいただければと思います。

○参事

おおまかには、今課長が説明したとおりですが、この案を公表する前には議会のほうに説明を申し上げる必要がございます。その日程については、これからつめることとなりますので、正確な日程はここで申し上げることはできないのですが、おおむね7月から8月にかけて行いたいという事務局の考えでございます。

○会長

委員の皆さんには一定の情報があつてよろしいかと思ったものですから、私のほうであえて言わせていただきました。パブリック・コメントについてはいかがでしょうか。

○委員

これが決まったら、事前に委員には通知とかあるんですか。ホームページ見るような形になりますか。

○事務局

もちろんお知らせいたします。

○委員

市民への周知はいつごろからしますか。

○事務局

議会への説明後になりますので、今、申し上げるには難しいのですが、パブリック・コメントを7月から8月を目指しているということですので、その前にはと考えています。

○会長

そうしますと、議会でもそんなにかかりませんよね。あと、もう一つこの審議会は基本的に公開されてますよね。公開されているのはこの審議会の決定ですか、それとも中身までは見せないということでしょうか。その辺がタイムラグが出てくるのかなと思います。

○事務局

内容については資料として出すようになります。

○会長

出すんですね。

○委員

市議会への説明というのは、実施計画案について議会がOKを出さないとパブリック・コメントに出せないということですか。市議会議員が意見を出したら修正されると言うことはないですよ。

○参事

議会には、この基本方針案について説明・協議を行い、「この基本方針案を公表してパブリック・コメントという手法により市民から意見の募集をします」という説明をするということです。

○委員

せっかくここで議論して決まったことが、変わってしまうことがないか確認したかったということです。

○会長

それは私も困ります。ほかどうでしょうか。パブリック・コメントのほうはよろしいですか。お気づきの点がございましたら、事務局のほうに問い合わせなどしていただければと思っております。窓口は学校教育課でよろしいですか。それでは、本日の基本方針案はパブリック・コメントに出していくということでよろしいでしょうか。(はい) ありがとうございます。

それでは、引き続き案件としましては、学校視察ということが本日あります。

最初に、事務局から説明願います。

○事務局

(3)の学校視察について、資料4をもとに説明させていただきます。昨年の第1回の審議会だったと思いますが、委員から今の喜多方の子どもたちの頑張ってる姿を皆さんに見ていただきたいというようなご意見をいただいた経緯がございます。事務局といたしまして、新年度になってから視察を行う方向とし、このような計画ではということで案を作ったものであります。

なかなか日程の設定とか、相手方もいるということもありますので、今きっちり決めることは難しいところがあるのですが、3つほど案を作りましたので、ここでいろいろご意見をいただければと思っております。

まず、A案なんですが、市内の小中学校の現状を把握するため、標準規模校 過小規模校における授業を視察するというので、標準規模校である第一小学校と第二中学校、過小規模校になります上三宮小学校、会北中学校を。全ての学校をみていただきたいところではありますが、市内24校ありますので4校を選びました。5番の日程については想定といいますか、目安でありますけれども、午前中の半日をかけて見てはどうかということでございます。

B案ですが、先ほどの基本的な考え方の配慮事項の1つに、新しい学校の再編も検討していくということであげさせていただいておりますけれども、前回の審議会のときに、資料としてご用意しました郡山の西田学園義務教育学校、これまでの小学校中学校ではない新しい9年間の学びの義務教育学校ということで新設されておりますので、そちらのほうの視察はいかがということで計画したものでございます。こちら日程等は想定でありますけれども、郡山まで往復ということになりますので、約1日かけての視察ということです。

C案についてははA案B案の折衷ということで、郡山の小学校を見て、市内の小学校中学校も見てと、タイトなスケジュールとなっております。

時期ですが、学校の視察ということでありますので、子どもたちの頑張ってる姿を見ていただくということになりますと、平日の日中ということになってしまっていて、もちろんお仕事を持っていらっしゃる委員の皆様方からは大変だという声が聞こえそうですが、平日で開催したいというふうを考えているところです。

A案もB案も行きたいというご意見もあるものと思っておりますので、例えば1つの案は、7月、もう1つの案は9月になるということも実施できるのかなというところで考えておりますので、仕事の関係もあって、大変難しいところもあるかと思いますが、ぜひ多くの委員の方々に、現在の喜多方の小中学校の現状、また新しいスタイルの学校など、全部は難しいかと思っておりますけれども、視察をしていただいて、これからの審議会の審議の参考にしていただければというふうに考えておりますので、ご提案させていただきました。

日程までは今決められませんけれども、どこを視察するのがよいのかということぐらいまで、ご意見をいただければ事務局のほうでスケジュール調整はさせていただこうと考えているところです。

○会長

ありがとうございます。今、示されましたが、何かご意見等があれば、どうで

しょうか。私のほうから視察の日程とちょっと関連する中身かと思うんですが、先の話ですけど、次回の適正規模適正配置審議会というのは大体いつごろを予定しているのでしょうか。およそのめどで結構なんですが。

○事務局

パブリック・コメントの終了後、意見の集約と対応案を調整し、9月議会にもございますので、いろいろと調整を考えますと、9月中旬から下旬に次回の審議会をと想定しております。

○委員

視察の件ですが、可能であれば、B案C案、この西田学園について、そのあとに昼食があります。多分学校を表面的に見ても、すごい学校で、子どもはいきいきやっているのは見れると思うんです。学校もそう見せたいと思って仕掛けてくると思いますが、僕が聞きたいのは、もしその昼食会に、そこの学園の例えばPTAの役員との意見交換が可能ならば、保護者の生の声を聞きたいと思います。

○会長

委員におかれましては、西田学園は外せないということでしょうか。

○委員

行ってみたいということです。

○会長

ざっくばらんにご意見をいただければと思います。

○委員

私もサラリーマンなので、例えば、B案で行きましようとなった場合でも複数回用意してもらえるとありがたいです。可能ならば、ネームプレートを準備して個人で視察させてもらえると時間を都合していろいろな学校を回れるのかなと思います。

○会長

ほかどうでしょうか。ちなみに皆様、こういう曜日は可能だとか、この曜日は絶対さけてくれとか、あるいは今のご意見ですと逆に2つの案の中で、どっちかだったらいけるとか。今日の段階でご意見は難しいならば、逆に方向性だけ示しただけると、事務局のほうも予定をたてやすいのではないかなと思うんですが、先ほども委員のご指摘に対して、私が言いましたように西田学園は外せない、言うことではないですか。

○委員

いえ、一意見です。

○会長

あと市内の件はどのような形で進めるかなどですね。すいません。私が喜多方市内のイメージができないので申しわけないんですが、この案に対してどうでしょうか。

○委員

仕事をしてますので、9月のB案を一つとして、市内であればもちろん7月に一小、二中、上三宮小などに行き、9月にもう一つ、例えば高郷小とかでA案を1回、B案を2回というのはどうでしょうか。

○会長

はい。実施の時期はどうでしょうか。皆さんの要望を聞きながら、その中で、最大公約数の形で、日程をいくつか提示する方法もあります。まだいろいろとご意見いただいたほうが具体的な絞り込みができると思います。はい、どうぞお願いします。

○委員

例えばA案。時間の配分ありますけど、これ学校にいる時間が短いと思います。確か、三中学区で去年、秋田のほうに小中学校の視察に行きました。滞在時間が短いと、何を見ていいか定まらなくて、やはり外から見るだけではちょっとっていうところがあるので、時間はある程度十分とっていただきたいなと思います。

何を見るのかっていう目的をはっきりさせていったほうがいいんじゃないかと思います。先ほどの委員も言っていましたが保護者の生の意見を聞くというのは大切。秋田でもやはり懇親会を行いまして、生の意見を聞いてます。やはりその辺は十分やっぱりやっていたらいいなと思います。

○事務局

今ご意見いただいたことを十分検討したいと思っております。相手がいることなので、打診をして、それで日程とか内容の検討ということになりますので、こちらのほうは事務局のほうに任せていただければと思います。通知をさせていただく際には、複数の日程等をご提案させていただいて、参加できる可能な日を教えていただくとか、そのような形で、できるだけ希望を実現できるようなご案内をさせていただければと思っております。なかなか1つにまとめるのは難しいということであれば、事務局のほうで調整をさせていただければというふうに考えております。

○委員

例えば、皆さん、各団体の代表とかで来ていらっしゃるんですが、代理出席というのは可能なんですか。例えば、私が出られません、代わりの副会長を出します。もちろん事前にこういう背景があつてここに行く目的っていうのはもちろんレクチャーしなきゃいけないんですけど。それで、どうだったっていうことを聞く。それだけでもいいんですけど、そういうのは可能でしょうか。

○参事

難しいかなと思います。皆さん団体からというような形で委員をお願いをするんですけども、あくまでも個人をお願いして委嘱状をお渡しているの、あくまでも審議会として視察をする場合については、難しいと思います。

○委員

小中一貫校の湖南小中学校はあがらなかったですか。できれば行ってみたいと思います。

○事務局

前回、資料としてお渡したものに湖南小中学校も義務教育学校として今年度スタートしたと書いております。複数の候補から選びたいというふうに思っていますが、本日は候補として西田学園をご提案させていただきました。湖南小中学校がぜひということでしょうか。

○委員

是非ではないですが、あえて外した理由があつたのかなとお聞きしたいと思いました。

○事務局

特に、外した理由はありません。全て視察に行くのは難しさもあります。

○会長

1つのアイデアですけど、市内のほうはとにかく例えば7月に見るとか。それで、9月になったら、西田に行くとかですね。そうすると事務局も案を作れると思います。7月の下旬から8月になると、学校もお休みになりますので、もう時期的には7月少なくとも夏休み前でしょうか。7月中よりも、9月のほうが予定がとりやすいということならその方向で進めるものということも考えられます。

皆さんの間でご発言が難しいということであれば、事務局のほうに、ご意見を言ってもらって、委員の皆様の方からメール、ファクス、手紙その他電話など含めてですね。とりあえず7月に見てみたいということで皆様よいでしょうか。9月に見てみたい方はいらっしゃいますか。9月は議会もあるでしょうから、あと市内と、西郡山を1日でもあつたほうが、まあ2日にわたる場合でも、いくつ

か案を設定するという含めて、1日でまわったほうがいいのか、それとも2日に分けるとか、いくつか案を用意するやり方もあるかもしれませんが、1日とどにかかるとか、分けたほうがいいのかと思っておられるのでしょうか。

○参事

新しい学校を見に行くか、また、日程を分けて行くかですが、今日、皆様の意見が聞かれれば、7月に1回、9月に1回それぞれ、例えば、7月は市内、9月は郡山の方ということもできますので。どうでしょうか。今、1日のほうがいいのかという方もいらっしゃいましたし、あと手を挙げなかった方は当然1日では無理ということだと思わなければならない、事務局としても、1日で両方というのはかなり難しいと考えます。ご意見があったように、行ってちょっと見て、帰りますというのではしょうがないです。保護者の話も聞きたいとなれば当然時間もかかるという、そうなってくるとやはり2回に分けざるをえないかなというふうには考えております。

そのような形で皆さんよろしければ、こちらのほうで日程の複数案も含めて、練り上げさせていただいて、決定ではなくて打診のご案内をさせていただく形ではどうでしょうか。7月はわりと日程に余裕あるんですけども、9月は上旬から20日ぐらいまで議会でめいっぱいだと思いますので、先ほどあったように、9月の中旬から下旬に審議会を予定するとなると、9月で動けるスペースというのはかなりせばまります。8月下旬から9月1日か2日まで。あるいは、9月の25日などピンポイントになってきます。

そういった状況も、ある程度お含みいただいた上でご了解いただければ、まず事務局案を皆さんにお知らせさせていただくというような方向でよろしいでしょうか。

○会長

今、事務局のほうから説明がございましたが、まずは事務局のほうから案をつくっていただくという形でよろしいでしょうか。それでは、学校視察につきましては、先ほどのご意見等を踏まえまして、まずは事務局のほうから提示していただくという形で進めていきたいと思っております。

それでは、改めて今日の議事案件を確認しますと、喜多方市立小中学校適正規模適正配置基本方針案の修正案を今後、パブリック・コメントに提案していくことを承認しました。それと、事務局には、今日の審議での指摘を踏まえて、万全を期していただきたいと思っております。

学校視察については、事務局のほうで案を提示し、委員の皆様の方にお示ししていくという段取りをとっていくということになりました。

そのような形で本日の審議会は決定しました。

議事案件は以上でございますので、それでは、会議の進行を私のほうから、事務局のほうに戻したいと思います。

○事務局

会長、ありがとうございました。また皆様にも慎重にご審議いただき大変ありがとうございました。先ほどありましたとおり、視察の関係につきましては早めにご通知申し上げますので、ご回答のほうよろしくお願ひしたいと思います。あとはパブリック・コメントの実施時期も決まり次第お知らせいたします。また次

回、9月の下旬になるかとは思いますが、また審議会を開催させていただきますので、その際はまた改めて早めにご通知申し上げますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございますが、皆様のほうから何かございますでしょうか。

それでは、長時間にわたりましてのご審議、誠にありがとうございました。以上で第5回喜多方市小中学校適正規模適正配置審議会を終了いたします。